

2. 外国人の手続き

『在留カード』

区 戸籍住民課 住民記録係 電話：03-5654-8192
各区民事務所

日本に中長期間（90日以上）在留する（日本にいる）外国人は、出入国港（外国人が出入国すべき空港や港）で入国の審査を受けた後、『在留カード』をもらいます。『在留カード』を持っている人は、居住地（住所）を決めてから14日以内に、区市町村で居住地（住所）の届出（役所に知らせること）をしてください。この手続きをすると、『住民票（住民基本台帳）』に登録され、健康保険や児童手当などのいろいろな行政サービスを受けることができます。

『在留カード』は、適法な在留資格で日本に中長期間在留できる人であることを証明します。16歳以上の人は、『在留カード』をかならず持ち歩いてください。



【在留カード（表） / “Residence Card” (front)】



【在留カード（裏） / “Residence Card” (back)】

「出入国在留管理庁ホームページから抜粋」/The Images from the Immigration Bureau Website

2. 外国人居民应该办理的手续

“在留卡”

区 户籍住民课 住民记录系 电话：03-5654-8192
各区民事务所

在日本中长期滞在（90 天以上）的外国人，在出入国机场或港口接受入国审查后领取“在留卡”。持有“在留卡”者进入日本国决定了住处以后需要在 14 天之内到所居住的政府机构办理登记手续。登记后您的信息将被登记到“住民票（住民基本台账）”上，可以享受健康保险，儿童手当等政府的各种服务。

“在留卡”是证明本人为合法在日本中长期滞留的证件。16 岁以上者必须随身携带“在留卡”



【在留卡 正面】



【在留卡 背面】

「来自入国管理局网页」

1. 『在留カード』に関する手続き

● 外国人在留総合インフォメーションセンター

電話：0570-013904

(IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

次のようなときには、「出入国在留管理局」で手続きが必要です。東京に住んでいる外国人は、「東京出入国在留管理局」で手続きできます。くわしくは、「外国人在留総合インフォメーションセンター」に聞いてください。

- ・在留資格を変えるとき
- ・『在留カード』の有効期間を新しくするとき
- ・氏名・生年月日・性別・国籍・地域が変わったとき
- ・『在留カード』を盗まれたり、なくしたとき
- ・所属機関が変わったとき（「技術」等の就労資格や「留学」等の学ぶ資格の人で、勤務先（働く場所）や学校が変わったとき）
- ・配偶者（結婚した相手）と離婚（結婚をやめる）したときや、配偶者が死んでしまったとき（「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」、「特定活動」の在留資格の人）

● 区 戸籍住民課 住民記録係・区民事務所

電話：03-5654-8192

次のようなときには、「区役所戸籍住民課」「区民事務所」で手続きが必要です。

- ・『在留カード』の住居地（住所）が変わったとき

変わったときから14日以内に『通知カード』か、『個人番号カード』（⇒P. 32）と『在留カード』を持って、「区役所戸籍住民課」か「区民事務所」で手続きをしてください。

1. 有关“在留卡”的相关手续

● 外国人在留综合信息中心

电话：0570-013904

（IP 电话、PHS 电话或从海外拨打时：03-5796-7112）

出现以下情况时，需要到“出入国在留管理局”办理手续。居住在东京的外国人请到“东京出入国管理局”办理。详细请向“外国人在留综合信息中心”咨询。

- ・在留资格变更时
- ・“在留卡”的有效期限更新时
- ・姓名、出生日期、性别、国籍或者地区发生变化时
- ・“在留卡”被盗或丢失时
- ・身份发生变化时（持有“技术”等就业资格或“留学”等学习资格的外国人在工作单位或学校发生变化时）
- ・与配偶离婚或丧偶时（持有“日本人配偶者等”，“永住者配偶者等”，“家属滞在”，“特定活动”的在留资格者）

● 区 戸籍住民課 住民记录系・区民事務所

电话：03-5654-8192

出现以下情况时请前往“区役所戸籍住民課”或“区民事務所”办理手续。

- ・“在留卡”的住址发生变化时

发生变化后14天以内持“通知卡”或“个人编号卡”（⇒P. 33）和“在留卡”到“区政府戸籍住民課”或“区民事務所”办理手续。

2. 再入国制度（日本にもう一度入国するとき）

外国人在留総合インフォメーションセンター
電話：0570-013904

（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）

再入国（日本にもう一度入国する）には、「再入国許可」と「みなし再入国許可制度」と2種類あります。くわしくは、「外国人在留総合インフォメーションセンター」に聞いてください。

3. 在留カードの返納

出国するときは、空港や港で、持っている『在留カード』などを返してください。

本人が死亡したときは、亡くなった日から14日以内に家族などが「出入国在留管理庁」へ返してください。郵送して返すことができます。

返送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

東京港湾合同庁舎出入国在留管理局 おだいば分室

『特別永住者証明書』

区 戸籍住民課 住民記録係
電話：03-5654-8192

『特別永住者証明書』は、『特別永住者』の人だけがもらうカードです。『在留カード』をもらった人は、もらいません。『特別永住者証明書』はいつも持ち歩かないで大丈夫です。

2. 再入境制度

外国人在留総合信息中心

電話：0570-013904

（IP電話、PHS電話或从海外拨打03-5796-7112）

再入国分为“再入国许可”和“视同再入国许可”2种。详情请向“外国人在留総合信息中心”咨询。

3. “在留卡”的返还

离开日本时请在机场或港口将持有的“在留卡”等返还。

本人死亡时，请在死亡后14日以内由家人将“在留卡”返还给“出入国在留管理厅”。通过邮寄等方式也可以。

返还地址

〒135-0064 東京都江东区青海2-7-11

东京港湾合同庁舎出入国在留管理局 台场分室

“特别永住者证明书”

区 户籍住民课 住民记录系
电话：03-5654-8192

“特别永住者证明书”是发行给“特别永住者的”的证明卡。不发行给持有“在留卡”者。“特别永住者证明书”不需要随身携带。

1. 『特別永住者証明書』の住居地（住所）以外の情報が変わるとき

国籍が変わったときなど、『特別永住者証明書』の住居地（住所）以外の記載事項（書いてある情報）が変わるときは、①変わったことがわかる書類、②『特別永住者証明書』、③『パスポート（持っている人だけ）』、④3か月以内にとった写真1枚（たて4cm、よこ3cm）を持って、戸籍住民課で手続きをしてください。

2. 『特別永住者証明書』の有効期間更新や再交付

『特別永住者証明書』には有効期間（使える期間）があります。『特別永住者証明書』の表面に書いてある有効期間の2か月前から（16歳未満の方は6か月前から）有効期間更新（新しいものに変える）手続きができます。『特別永住者証明書』、『パスポート（持っている人だけ）』、写真1枚（たて4cm、よこ3cm）を持って、「戸籍住民課」で手続きをしてください。

『特別永住者証明書』をなくしてしまったときは、再交付（新しいものをもろう）の手続きが必要です。警察署や交番になくしたことを知らせて、①『遺失物届け出受理証明書』などのなくなったことがわかる書類、②本人確認書類（『運転免許証』など）、③『パスポート（持っている人だけ）』、④写真1枚（たて4cm、よこ3cm）を持って、「戸籍住民課」で手続きをしてください。



【特別永住者証明書（表）】

“Special Permanent Resident Certificate” (front)】



【特別永住者証明書（裏）】

“Special Permanent Resident Certificate” (back)】

「出入国在留管理庁ホームページから抜粋」/The Images from the Immigration Bureau Website

1. “特別永住者証明書”の住址以外の記載事項发生变化时

国籍等发生变化时，即“特别永住者证明书”内的住址以外的记载事项发生变化时，①请携带能证明发生变更的材料 ②“特别永住者证明书” ③“护照”（仅限持有者）④摄于3个月以内的照片1张（长4cm、宽3cm）到户籍住民课办理变更手续。

2. “特別永住者証明書”の有効期更新及再発行

“特别永住者证明书”有有效期限。在“特别永住者证明书”正面记载的有效期限的2个月前（未满16岁者为6个月前）开始可以办理有效期更新手续。请携带“特别永住者证明书”、“护照（仅限持有者）”、照片1张（长4cm、宽3cm）至户籍住民课办理手续。

此外，“特别永住者证明书”丢失时，需要办理再发行手续。首先向警察署或派出所亭挂失，①携带“遗失物品申报受理证明书”等可以证实丢失事实的资料 ②本人身份证明材料（驾照等）、③护照（仅限持有者） ④摄于3个月以内的照片1张（长4cm、宽3cm）到“户籍住民课”办理补发手续。



【特別永住者証明書 正面】



【特別永住者証明書 背面】

「来自入国管理局网页」

■『住民票』

区 戸籍住民課 住民記録係

電話：03-5654-8192

各区民事務所

『住民票』とは、各区市町村に住んでいる人全員の氏名や住所等を記録した帳票です。日本に住んでいる外国人も登録します。

1. 日本に来て葛飾区に住み始めたとき

日本に入国後、葛飾区内に住居地（住所）を決めてから14日以内に「転入届」をしてください。

も持っていくもの

- ① 世帯（同じ家で一緒に生活する人）全員の『在留カード』か『特別永住者証明書』
 - ② 世帯全員の『パスポート』
 - ③ 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。
 - ・ 「続柄（家族関係）」を証明する文書が必要なときがあります。

葛飾区で『住民票』を作ると、後日、『住民票コード』と『個人番号（マイナンバー）』をもらいます。

『個人番号（マイナンバー）』は、個人番号（マイナンバー）を書いた『通知カード』または個人番号の通知に書いてありますので、大切に保管してください。（⇒P. 32）

■“住民票”

区 戸籍住民課 住民記録係

電話：03-5654-8192

各区民事務所

“住民票”記載有家庭成员の姓名和住址等。在日本居住的外国人也需要进行登记。

1. 来到日本，选择居住在葛饰区时

来到日本在葛饰区内确定居住地后请14日以内办理“迁入申报”。

需携带的材料

- ① 所有家庭成员的“在留卡”或“特别永住者证明书”
 - ② 所有家庭成员的“护照”
 - ③ 来窗口办理手续者，需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”、“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人办理手续时，还需提供“委托书”。
 - ・ 根据情况可能还需要提供证明“家庭关系”的材料。

在葛饰区办理完登记手续，数日后“住民票号码”和“个人编号”“通知卡”将寄到住所。

“个人编号”在区政府等地方办理手续时需要提示。因此收到写有“个人编号”的通知卡后请一定妥善保管好。（⇒P. 33）

2. 他の区市町村から、葛飾区に引っ越ししたとき

葛飾区内に住居地（住所）を決めてから14日以内に「転入届」をしてください。

も 持っていくもの

- ① それまでに住んでいた区市町村でもらった『転出証明書』
 - ② 世帯全員の『在留カード』か、『特別永住者証明書』
 - ③ 世帯全員の『通知カード』か、『個人番号カード』（⇒P.32）
 - ④ 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。
 - ・ 「続柄（家族関係）」を証明する文書が必要な場合があります。

3. 葛飾区を出て、他の区市町村へ引っ越しするとき

これから住む区市町村の住居地（住所）が決まったら、引っ越しをする前に葛飾区で「転出届」をしてください。転出（区外に引っ越し）する14日前から手続きができます。『転出証明書』をもらいます。

も 持っていくもの

- ① 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。

2. 从其它区市町村迁至葛饰区时

请在葛饰区内确定住址后14日以内办理迁入手续。

需携带的材料

- ① 元住处的政府提供的“迁出证明书”
 - ② 所有家庭成员的“在留卡”或“特别永住者证明书”
 - ③ 所有家庭成员的“个人编号通知卡”或“个人编号卡”（⇒P.33）
 - ④ 到窗口办理手续者，需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”或“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人前来办理手续时，还需提供“委托书”。
 - ・ 根据情况可能还需要提供证明“家庭关系”的材料。

3. 从葛饰区迁至其他区市町村时

决定搬迁到在其他区市町村后，在搬家之前请到葛饰区办理迁出手续。在迁出葛饰区的前14日起可以办理，并领取“迁出证明书”。

需携带的材料

- ① 到窗口办理手续者提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”、“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人办理手续时，还需提供“委托书”

4. 葛飾区内で引っ越したとき

あたらし じゅうきょち じゅうしょ きてき じゅうようかい ない じゅうみんひょう てんきよとどけ
新しい住居地（住所）を決めてから14日以内に『住民票』の「転居届」
をしてください。

も 持っていくもの

- ① 世帯全員の『在留カード』か、『特別永住者証明書』
 - ② 世帯全員の『通知カード』か、『個人番号カード』（⇒P. 32）
 - ③ 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、
『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。
 - ・ 「続柄（家族関係）」を証明する文書が必要な場合があります。

5. 出国するとき

じゅうきょち じゅうしょ に ほん い が い くに か じゅうみんひょう かいがいてんしゅつとどけ
住居地（住所）が日本以外の国に変わるときは、『住民票』の「海外転出届」
をしてください。転出する14日前から手続きができます。

も 持っていくもの

- ① 世帯全員の『在留カード』か、『特別永住者証明書』
 - ② 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、
『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。

4. 在葛飾区内搬迁时

请在确定新的居住地（住址）后14日以内办理“住民票”的“迁居申报”。

需携带的材料

- ① 所有家庭成员的“在留卡”或者“特别永住者证明书”
 - ② 所有家庭成员的“个人编号通知卡”或者“个人编号卡”（⇒P. 33）
 - ③ 到窗口办理手续者需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”或“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人办理手续时，还需提供“委托书”。
 - ・ 根据情况可能还需要提供证明“家庭关系”的材料。

5. 离开日本时

住址迁至日本国外时，请办理“住民票”的“海外迁出申报”。于迁出前14日起可以办理。

需携带的材料

- ① 所有家庭成员的“在留卡”或“特别永住者证明书”
 - ② 到窗口办理手续者需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”或“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人办理手续时，还需提供“委托书”。

6. 世帯変更届をするとき

世帯主（同じ家で一緒に生活するグループの代表者）が変わったり、世帯を分れたり、一緒にしたときは、「世帯変更届」をしてください。

も 持っていくもの

- ① 世帯全員の『在留カード』か、『特別永住者証明書』
 - ② 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。
 - ・ 「続柄（家族関係）」を証明する文書が必要となることがあります。

6. 家庭構成发生变化时

户主变化、分家、家庭合并等，请办理“家庭变更申报”

需携带的材料

- ① 所有家庭成员的“在留卡”或“特别永住者证明书”
 - ② 到窗口办理手续者，需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”、“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人办理手续时，还需提供“委托书”。
 - ・ 可能还需提供证明“家庭关系”的材料。

■結婚・出産・死亡の手続き

区 戸籍住民課 戸籍届出係
でんわ 電話:03-5654-8190

1. 結婚するとき

結婚する人の国籍などによって必要な手続きが違います。くわしくは、戸籍届出係に聞いてください。

2. 赤ちゃんが生まれたとき

日本国内で赤ちゃんが生まれたときは、14日以内に赤ちゃんのお母さん、またはお父さんが、葛飾区に「出生の届け出」をしてください。赤ちゃんの『住民票』を作ります。

■結婚、生育、死亡時の手続

区 戸籍住民課 戸籍登記系
电话: 03-5654-8190

1. 结婚时

国籍不同所需材料不同，详细请向户籍登记系咨询。

2. 婴儿出生时

婴儿在日本国内出生后 14 日以内，由母亲或父亲到葛饰区政府办理出生登记，制作婴儿“住民票”。

も も 持っていくもの

- ① 出生届書
- ② 母子健康手帳 (持っている場合)
- ③ パスポートと『婚姻証明書』(コピーでもいいです)

※お父さんとお母さんの名前と、結婚した日を確認します。

葛飾区で住民票を作ると、後日、『住民票コード』と『個人番号(マイナンバー)』をもらいます。『個人番号(マイナンバー)』は、『通知カード』または個人番号の通知に書いてありますので、大切に保管して下さい。(⇒P. 32)

＜赤ちゃんが生まれた後の手続き＞

『住民票』を作るほかに、下記の各種手続きが必要です。

- ① 『健康保険』の手続きなどをします。くわしくは『国民健康保険』の人は、国保年金課資格係(03-5654-8210)、『被雇用者保険(会社の社会保険)』の人は、働いている会社に聞いてください。
- ② 『児童手当』、『乳幼児医療証』の申請手続きをします。くわしくは子育て支援課(03-5654-8294)に聞いてください。
- ③ 生まれた日から30日以内に、「東京出入国在留管理局」で『在留資格取得申請』の手続きをし、『在留カード』をもらいます。くわしくは、「東京出入国在留管理局」(03-5796-7112)に聞いてください。
- ④ 特別永住者の人の赤ちゃんは、「戸籍住民課」で『特別永住許可申請』の手続きをしてください。生まれた日から60日以内に手続きをして、後日、『特別永住者証明書』をもらいます。
- ⑤ 自分の国の大使館などで、パスポートの申請手続きをします。くわしくは各国大使館に聞いてください。

需携帯的材料

- ① 出生申报表(出生届書)
- ② 母子健康手冊(如果持有)
- ③ 护照和“结婚证”(复印件也可以)

※为确认父母姓名及结婚日期

在葛饰区办理完登记手续后，数日内将得到“住民票号码”和“个人编号”。“通知卡”或个人编号通知书中写有“个人编号”。收到后请一定妥善保管。(⇒P. 33)

＜婴儿出生后应办理的各种手续＞

登记“住民票”以及办理以下手续。

- ① 办理“健康保险“加入手续。详细事宜请向区国保年金课咨询(03-5654-8210)。加入“被雇用保险(公司的社会保险)”者，需向工作单位咨询
- ② 申请“儿童补贴(儿童手当)”、“婴幼儿医疗证(乳幼児医療証)”。详细事宜请向育儿支援课咨询(03-5654-8294)
- ③ 出生后30天以内，前往“东京出入国管理局”办理“在留资格申请”手续，取得“在留卡”。详细事宜请向“东京出入国管理局”(03-5796-7112)咨询。
- ④ 父母为特别永住者，婴儿在出生后60日以内请前往户籍住民课申请“特别永住许可”。数日后可领取“特别永住者证明书”。
- ⑤ 前往本国大使馆等地办理护照。详细事宜请向本国大使馆咨询。

3. 死亡したとき

日本国内で死亡したときは7日以内に、家族等が届出をしてください。届出は、死亡したところか、届出する人が住んでいるところの役所にします。必要な書類は『死亡届書』です。

■本人を確認する大切な証明書

区 戸籍住民課
電話：03-5654-8192
各区民事務所

1. 『住民票』の写し（1通300円）

『住民票』に書いてある氏名や住所などを証明するものとして『住民票の写し』があります。

も
持っていくもの

- ① 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ・ 同一世帯の人以外の代理人が手続きするときは、『委任状』も必要です。

2. 『印鑑登録』と『印鑑登録証明書』

日本では、意思の確認として署名（サイン）ではなく『印鑑（はんこ）』を使います。特に大切な契約や書類に押す『印鑑』は、事前に登録をしておかなければなりません。登録した『印鑑』を『実印』といいます。本人の『印鑑』であることを証明するには『印鑑登録証明書』が必要です。

3. 死亡登記

如果在日本死亡，需于7天以内由家属等前往死亡者所在地政府或前赴办理死亡登记手续者的居住地政府办理。携带资料“死亡申报书”。

■证明本人身份的重要证明材料

区 戸籍住民課
电话：03-5654-8192
各区民事務所

1. “住民票”复印件（每份300日元）

提供“住民票”复印件，用以证明本人的姓名和住址等事项。

需携带的材料

- ① 到窗口办理手续者，需提供本人身份证明材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”、“驾照”等）
- ・ 由同一家庭以外的代理人申请时，还需要提供“委托书”。

2. “印章登录”和“印章登录证明书”

日本不使用署名（签字）而使用“印章”来证明本人的意愿。特别是重要的合同和文书所盖的“印章”必须事先登记。登记后的“印章”称为“实印”。并提供“印章登记证明书”以证实该“印章”属于本人。

登録できる人

葛飾区で住民登録をしている15歳以上の人（本人）

もっていくもの

- ① 窓口に行く人の本人確認書類（『在留カード』、『特別永住者証明書』、『運転免許証』など）
- ② 登録する『印鑑』
※登録できる『印鑑』には、大きさや素材などに決まりがあります。
くわしくは聞いてください。
- ③ 手数料 50円
『印鑑』を登録したら、『印鑑登録証』をもらいます。

『証明書』が必要なとき

『印鑑登録証』をもって、区役所戸籍住民課か、区民事務所で申請してください（1通300円）。

■個人番号（マイナンバー）

区 戸籍住民課
電話：03-5654-8192
各区民事務所

1. マイナンバーのしくみ

『個人番号（マイナンバー）』とは、すべての住民がもらう、一人ひとりちがう12桁の番号のことです。

『個人番号（マイナンバー）』は、税金の申告、健康保険の手続き、仕事をするときなど、日本で生活するときに必要です。住所が変わっても、『個人番号（マイナンバー）』は変わりません。

可以登记者

在葛飾区进行了住民登记的15岁以上者（原则上为本人）

登记时需要提交材料等

- ① 证明本人身份的材料（“在留卡”、“特别永住者证明书”、“驾照”等）
- ② 登记的“印章”
※可登记的印章的大小和材料均有规定。详情敬请咨询。
- ③ 手续费 50 日元

“印章”登记后发给“印章登记证”

申请印章证明书

请携带“印章登记证”，在区政府户籍住民课或区民事务所申请（每份300日元）。

■个人编号

区 户籍住民課
TEL：03-5654-8192
各区民事務所

1. 有关个人编号（My Number）

“个人编号”是向居住在日本国内的所有居民发行的12位编号（My Number）。

“个人编号”是进行税务申报，办理健康保险手续，就职等在日本的生活中不可缺少的编号。即使住址发生变化，“个人编号”也保持不变。

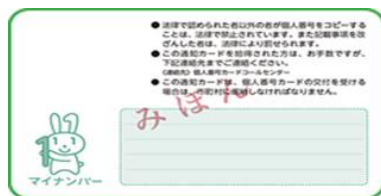
にほんにゆうこくはじめてじゅうみんひょうをつくこじんばんごう(マイナンバー)が書かれた通知が郵送で届きます。個人番号の通知は大切なものですので、必ずもらってください。

2. 『通知カード』

『通知カード』は、『個人番号(マイナンバー)』を書いたカードです。



【通知カード 表】



【通知カード 裏】

いろいろな手続きで『個人番号(マイナンバー)』を知らせるときに必要です。

『個人番号(マイナンバー)』を知らせるときは、『通知カード』と『在留カード』または『特別永住者証明書』、『パスポート』などを見せてください。

『通知カード』は、身分証明書として使えません。『通知カード』の再交付(もう一度もらうこと)はできません。

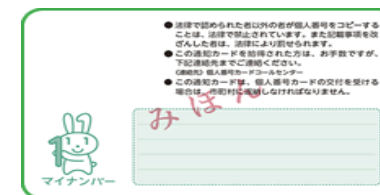
来到日本，首次到区政府获取住民票后，政府将邮寄来记载有“个人编号”的“通知书”，此通知书很重要，请务必领取！

2. “通知卡”

“通知卡”是记载有“个人编号”的卡片。



【通知卡 正面】



【通知卡 背面】

办理各类手续时有时需要出示“个人编号”。

提供“个人编号”时，请出示“通知卡”、“在留卡”或“特别永住者证明书”、“护照”等材料。

“通知卡”不能用于身份证明。也不能再发行。

3. 『個人番号カード』

『個人番号カード』は、本人の顔写真と『個人番号（マイナンバー）』が書いてあるICカードです。



【個人番号カード 表】



【個人番号カード 裏】

- ・ 公的な身分証明書として使えます。
- ・ 「電子証明書」が記録され、e-Taxなどの電子申請を利用することができます。
- ・ 『個人番号カード』を提示すると、「番号確認」と「本人確認」が1枚でできます。
- ・ 初回の発行手数料は0円です。（再交付手数料は有料です。）
- ・ 葛飾区では、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービス（コンビニ交付）を利用できます。
- ・ 永住者・特別永住者以外の『個人番号カード』の有効期限は『在留カード』の期限と同じです。『個人番号カード』の期限が過ぎしまうと、再交付するために手数料がかかります。まず、『在留カード』の更新（新しい有効期限のカードをつくること）を早めに行ってください。その後、『個人番号カード』の期限内に、新しい『在留カード』と『個人番号カード』を持って、区役所の窓口で手続きをしてください。

『個人番号カード』が必要なときは、申し込みが必要です。くわしくは、『葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター（0570-66-6754：ナビダイヤル）』に聞いてください。

3. “个人编号卡”

“个人编号卡”是带有个人照片和“个人编号”的IC卡片，



【个人编号卡 正面】



【个人编号卡 背面】

- ・ 可以作为正式的身份证明使用。
- ・ 卡内记录有“电子证明书”内容，可以进行e-tax等电子申请。
- ・ 出示“个人编号卡”时，可同时完成“编号确认”和“本人确认”。
- ・ 首次发行手续费免费。（补发时收费。）
- ・ 持“个人编号卡”可以享受在便利店各种证明的自动发行服务。
- ・ 永住者、特别永住者以外者的“个人编号卡”有效期限与“在留卡”期限相同。“个人编号卡”超过期限后再办理延长手续时将需要支付手续费。因此在有效期内办理完“在留卡”延长手续后，同样在期限内持延长后的“在留卡”及“个人编号卡”到区役所办理延长手续。

如果需要“个人编号卡”请前去申请。详细请向“葛饰区个人编号咨询中心（0570-66-6754：语音热线）”电话查询。

4. 『個人番号カード』が必要な手続き

- ・『住民票』の転入・転居届出のときは、『個人番号カード』を持っているときは、住所が変わる全員分の『個人番号カード』を必ず持って行ってください。
- ・『在留カードの変更』などで氏名等が変わったときも、『個人番号カード』を持っているときは、『個人番号カード』を必ず持って行ってください。

5. 個人番号制度についての問い合わせ

【『個人番号カード』の申し込みについての問い合わせ】

葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター

0570-66-6754（ナビダイヤル）

（日本語・英語・中国語・韓国語）

平日 8:30～17:00（土・日・祝日、年末年始は休み）

[ホームページ](https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000046/index.html)

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000046/index.html>

【個人番号制度についての問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル（内閣府）

0120-95-0178（日本語）

0120-0178-27

（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）

平日 9:30～20:00

土・日曜日・祝日 9:30～17:30（年末年始は休み）

[ホームページ](https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/) <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>

4. 有关“个人编号卡”所需办理的手续

- ・办理“住民票”住址变更手续时，如果持有“个人编号卡”，需持住址发生变更的所有人员的“个人编号卡”前来办理转入手续。
- ・“在留卡”等姓名发生变化时，如果持有“个人编号卡”。请持此“个人编号卡”前来办理变更手续。

5. 有关“个人编号”制度的咨询

【有关“个人编号卡”的申请】

葛饰区“个人编号卡”信息中心

0570-66-6754（语音热线）

（日语、英语、中文、韩语）

平日 8:30～17:00（星期六、日、节假日、年末年初休息）

[主页](https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000046/index.html) <https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000046/index.html>

【有关个人编号制度的咨询】

个人编号综合免费热线（内閣府）

0120-95-0178（日语）

0120-0178-27

（英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语）

平日 9:30～20:00

星期六、日、节假日 9:30～17:30（年末年初除外）

[主页](https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/) <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>